

長第04010009号
令和4年4月1日

県所管介護サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局長寿社会課長
(公印省略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る申請手続きについて（依頼）

平素より、県高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、和歌山県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱を制定しましたので、補助金の交付を希望される場合は、下記のとおり介護職員処遇改善支援補助金計画書兼補助事業者承認申請書の提出をお願いします。

記

1. 提出方法

介護職員処遇改善支援補助金計画書兼補助事業者承認申請書（別紙様式1）を郵送により下記まで提出

提出先：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 介護サービス指導室あて

※別紙様式の場所や要綱の詳細については、きのくに介護deネットに掲載している介護職員処遇改善支援補助金のページをご確認ください。

きのくに介護deネット → 注目情報 → 1. 介護職員処遇改善支援補助金

2. 提出期限 令和4年4月15日（金）（当日消印有効）

3. その他留意点

就業規則等の改正が間に合わず、令和4年4月分からベースアップ等による賃金改善が実施できない場合は、この補助金の対象外となりますのでご注意ください。

長寿社会課介護サービス指導室
TEL 073-441-2527